

JICA-CM4TIP 通信

No.1/2015.4.23

- CM4TIP プロジェクトが始まりました！
- カウンターパートの組織改編
- プロジェクトの概要
- タイの人身取引対策状況
- 今後の予定

タイ・メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクト

- ☆ タイおよびメコン地域において人身取引被害者に対する支援対策が効果的に行われるために、JICA では被害者保護・自立支援に関わる多分野協働チーム (MDT) の能力強化と、の支援能力向上に協力してきました。
- ☆ 当プロジェクトは 2015 年 4 月から 4 年間の予定で、人身取引被害者の生活再建支援のため、ケースマネージャー (CM) 等の能力向上や被害者のエンパワメント、周辺国との協働を目指す活動を実施します。CM4-TIP は Case Manager for Trafficking in Persons の意味。

人身取引被害者支援フェーズ2プロジェクト JICA-CM4TIP Project が始まりました！



JICA 事務所中堀担当、両専門家と Alliance Anti Traffic (NGO) との打合せ

2014 年 3 月で終了したタイ国人身取引被害者保護・自立支援促進プロジェクトの後継プロジェクトとして、「タイ・メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクト」 The Project on Capacity Development on Assisting Victims of Trafficking in the Grater Mekong Sub-Regional Countries (略称 JICA-CM4TIP Project) が 4 月から始まりました。

2 名の長期専門家のうちチーフアドバイザー (CA) は、フェーズ 1 の 2 代目 CA を勤めた百生詩緒子が引き続き務めます。業務調整専門家は、在タイ 12 年目となる小田哲郎が派遣されました。よろしくお願ひします。



小田哲郎専門家 百生詩緒子専門家

カウンターパートの組織改編

着任早々直面したのはカウンターパート機関の組織改編。フェーズ 1 では社会開発・人間の安全保障省社会開発福祉局にタイ側実施機関である、人身取引対策部 (Bureau of Anti-Trafficking in Women and Children: BATWC) が含まれていましたが、改編によって BATWC は社会開発福祉局から切り離され、次官室の傘下に移行することとなりました。これに伴う人事異動やオフィス移転などが 4 月中に行われる予定で、落ち着くまで少し時間がかかりそうです。

プロジェクトの概要

当プロジェクトの概要について紹介しましょう。フェーズ 1 の 5 年間では、人身取引被害者に対するより効果的な保護と自立支援を目指して、①人身取引対策に取り組む中央と地方の多分野協働チーム (Multi-Disciplinary Team: MDT) の能力強化、②被害者が社会・経済・法律支援等の一連のプロセスを経て自立支援までつなげていく役割を担うケースマネージャー (CM) の育成、③被害者自身のエン

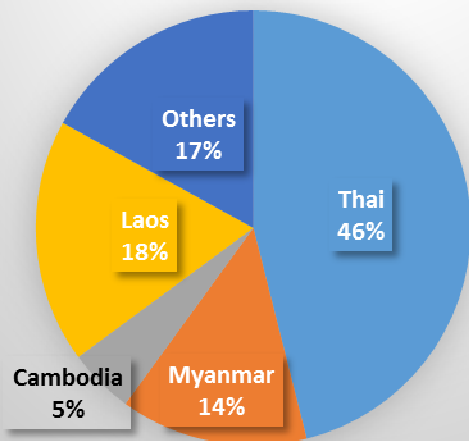
パワメント等をタイ政府機関や NGO と協力して取り組みました。

当プロジェクトは、フェーズ 1 の成果と課題を受けて、「大メコン圏諸国において人身取引被害者 (Victims of Trafficking: VOT) に対する支援対策が効果的に行われる」ことを上位目標として目指し、「タイ人および非タイ人 VOT とタイ国内で被害に遭った外国人 VOT の生活再建に向けた支援が改善される」ことを目標に、ケースマネージャーの能力強化を中心に 4 年間の協力活動を実施します。

対象地域はフェーズ 1 で対象としていたバンコク首都圏、チェンライ県、パヤオ県に加え、ウボンラチャタニ県及びラオス・ミャンマー側の国境地域のボケオ県、チャンパサック県とタチレク県がそれぞれ加わります。また、同時進行中のミャンマーおよびベトナムにおける人身取引被害者保護・支援プロジェクトとも緩やかに連携し、フェーズ 1 同様周辺国を招いてのメコン地域ワークショップを実施することで大メコン圏での人身取引対策に貢献していきます。

タイ政府の人身取引対策状況 アップデート

- ・ 2014 年タイ政府は漁業における人身取引対策に注力し予防のための保護規制を策定
- ・ 人身取引被害者の認定数 595 人の 54%が非タイ人、64%が女性。18 歳未満が 380 人で、その 80%が女児



2014 年の国別人身取引被害者割合

2014 年のタイの人身取引レポートがタイの社会開発人間の安全保障省から刊行されました。タイ政府は人身取引を性的搾取、労働搾取、強制乞食の 3 分野を中心に対策をとっています。

2014 年のタイ政府の人身取引対策の主な成果は、漁業の人身取引対策に力を注いだことです。首相を長とする「漁業における人身取引撲滅のための政策委員会」を設置し、運輸省は 30 トン以上の漁船に関して乗組員の名前、国籍、身分証明書などをチェックするなどの規則を設け、労働搾取や人身取引の予防対策を定めた法律を策定しました。労働省は漁船労働者の労働可能年齢を 18 歳以上とし、勤務時間や休日を定めるなどの保護規定を作成しました。また、農業労働者に対しても新たな保護規定を策定しました。

タイは近年労働力不足で、近隣諸国から何百万もの外国人が働いています。これらの人々の多くは非正規ルートでタイに入室しています。それら外国人の脆弱な立場を利用して、賄賂を要求したり、脅して不当な働きをさせたり、危険な仕事に就かせたりする組織が散見され、人身取引の温床となっています。従って、タイ政府は、2014 年に新たに 160 万人の外国人労働者に対して、労働許可証を与えました。労働許可証を所有することができれば、労働者としての法的立場が保障されます。

当プロジェクトの前身プロジェクトではタイの人身取引対策に取り組む MDT を強化してきました。当時の主な MDT メンバーは、社会開発人間の安全保障省、警察、法務省、外務省、労働省でしたが、2014 年は内務省、運輸省（水上輸送・通商航海局）、農業・協同組合省（漁業局）も主要メンバーとして加えられました。

新しいところでは、人身取引の原因の一つである貧困を根絶させるために経済特別区を 6 か所設置する予定だそうです。今のところ、経済特別区化が計画されているのは、タイ・ミャンマー国境のターク県メーソット郡、ソクラ一県のサダオ郡、トラート県；タイ・カンボジア国境のサケオ県アランヤプラテート群；タイ・ラオス国境のムクダハン県とノンカイ県です。去年、タイ・ミャンマー国境のミャンマー側のタチレク郡及びタイ・ラオス国境のラオス側のボケオ県を訪問しましたが、そこも特別区のようなものがあり、大きなカジノがいくつかありました。それらのカジノ周辺では売買春や麻薬関係の商売が横行し、エイズも問題となっている話を NGO 関係者から聞きました。計画されている 6 つの経済特別区の設置理由は、地元で雇用を創出することによって人身取引を減らすことですが、どのような雇用を創出していくのが焦点となると思います。

タイ政府によって認定された人身取引被害者¹

2014 年にタイで人身取引被害者として認定されたのは 595 人です。国籍別にみると、タイ人 274 人、ラオス人 108 人、ミャンマー人 83 人、カンボジア人 29 人、その他 101 人です。595 人中、女性は 380 人、男性は 215 人。595 人中 380 人は 18 歳未満で、内女子は 307 人、男子は 73 人でした。人身取引被害者は女性及び性的搾取被害者だけではなく、男性被害者も存在し、労働搾取被害も人身取引になりえます。近年、タイの漁船で働く漁業労働者に人身取引被害者が多く、漁業労働に関する法律が整備され、首相と長とする「漁業における人身取引撲滅のための政策委員会」もできました。そのこと自体はいいことなのですが、その影で女性と女児の人身取引の問題が、ないがしろされてほしくないと思います。タイの人身取引被害者は 64%が女性で、18 歳未満に至っては 80%が女児です。女性と女児が人身取引被害者になりやすい背景には貧しい女性や子どもを商品のように扱っているという意識があるからで、根が深い問題です。

今後の予定

- ・ プンペンでの COMITT SOM 参加
- ・ 対象地区（チェンライ、パヤオ）訪問

¹ データは 2015 年タイ社会開発人間の安全保障省刊行「2014 Thailand Situation and Progress Report on Prevention and Suppression of Trafficking in Thai Persons」